

平成22年度 新規地区採択チェックリスト判断根拠

整理番号	112	区域名	中国四国整備局（島根県浜田市）
------	-----	-----	-----------------

I 必須事項

審査の内容	判定																
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である江の川流域内に位置 等 ・対象地の林況は無立木地	○																
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○																
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用対効果分析の結果が1.0以上であること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>総収益 (B)</td><td>30,962 千円</td><td>①水源かん養便益</td><td>18,720 千円</td></tr><tr><td>総費用 (C)</td><td>11,387 千円</td><td>②山地保全便益</td><td>9,840 千円</td></tr><tr><td>・B/C =</td><td>2.72</td><td>③環境保全便益</td><td>2,153 千円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>④木材生産等便益</td><td>248 千円</td></tr></table>	総収益 (B)	30,962 千円	①水源かん養便益	18,720 千円	総費用 (C)	11,387 千円	②山地保全便益	9,840 千円	・B/C =	2.72	③環境保全便益	2,153 千円			④木材生産等便益	248 千円	○
総収益 (B)	30,962 千円	①水源かん養便益	18,720 千円														
総費用 (C)	11,387 千円	②山地保全便益	9,840 千円														
・B/C =	2.72	③環境保全便益	2,153 千円														
		④木材生産等便益	248 千円														

審査の内容	判定
4. 事業の採択要件を満たしていること 独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分担造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定(水かん)、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は5.00ha ・治山事業による実施の計画はない。 ・事業の重点化要件に該当（江の川流域、八戸ダム）	○

審査の内容	判定
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある石央森林組合を予定	○

審査の内容	判定
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は標高320m、斜面傾斜平均急(30°以上)、土壤BDであり、スギ・ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮した針広混交林（モザイク事業）により実施し、当事業が適当	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性 (1) 多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・ほぼ全ての森林において、針広混交林等の取り組みがなされ、かつ水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性 (1) 多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・江の川下流地域森林計画、浜田市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性 (1) 事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等 (1) 自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について、同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等 (2) 効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている B・・他事業との連携について調整中である C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない ・計画なし	-